

看護師白衣賃貸借仕様書

【該当職員数】

- 1 令和6年10月現在の看護師白衣賃貸借の対象となる職員数、令和7年4月新規採用者数と令和6年度末退職見込者数は次のとおりである。ただし、今後の職員採用や退職等に伴い変動する場合がある。

・女性看護師	763人
・男性看護師	85人
・女性看護補助者	67人
・男性看護補助者	2人

・退職見込者数	63人
---------	-----

合計：854人

【貸与品の仕様】

- 2 乙が甲に貸し付ける品目、規格、色、及び1人当たりの数量は、別添の資料（見積依頼書）の通りとする。

なお、特に甲が必要と認めた場合は必ずしも以下の規格によらなくてもよいものとする。

- ① 看護衣上着に二重ポケット加工（内ポケット加工）を施すこと。
- ② 採寸等により各個人に合わせたサイズの白衣を開始時期に間に合うように用意すること。また、パンツの丈合わせも行うこと。
- ③ 白衣には1着ごとに個人を識別できる認識票（氏名、ボックス番号、バーコード等）を付して（縫付けて）納入すること。
- ④ 女性用の白衣については、必要に応じてマタニティータイプも用意すること。
- ⑤ 白衣のサイズ変更等は原則として行わないが、甲が必要と認めた場合は対応すること。
なお、甲が必要と認める場合とは主に次のものをいう。
 - ・体型の変化によるサイズ変更
 - ・妊産婦用白衣への変更、及びその後の変更
 - ・著しく劣化した白衣の変更
 - ・その他、やむを得ない事情と認められる種類及び数量の変更
- ⑥ 通常使用によって生じた、棄損、汚損、ボタン脱落、ファスナー破損等について、補修または新品への交換を行うこと。
- ⑦ 上記①から⑤に要する付随費用についても、本件の単価契約金額に含むものとする。

【洗濯基準】

- 3 原則として「病院、診療所等の業務委託について」（平成5年2月15日付け平成5年指第14号、厚生省健康政策局指導課長通知、【最終改正】平成30年10月30日付け医政地発1030第1号）別添2に定める消毒方法に従い、熱湯による消毒等を行うこと。
- 4 洗濯は週2回以上行うこと。ただし、年末年始及びその他連休期間の対応については甲乙協議うえ変更できるものとする。

【納入、搬出場所】

- 5 洗濯した白衣を納入する際に使用する納品ボックス、及び、使用済み白衣を回収するための密閉できる回収ボックスは乙が用意することとし、定期的に抗菌措置及び消臭などを行うこと。なお、納品ボックスは原則として各所属に分けること。
- 6 乙の作業員は使用済み白衣を所定の場所から回収して院外へ搬出すること。また、搬出は週2回以上行うこと。ただし、年末年始及びその他連休期間の対応については甲乙協議のうえ変更できるものとする。
- 7 洗濯した白衣は院外へ持ち出した日を含んで7日以内に納入すること。
- 8 白衣は各所属単位に分けて管理し、納入は白衣を折りたたまず、ハンガー掛けで納入することが望ましい。
- 9 回収ボックスは密閉して搬出し、新たに回収ボックスを設置すること。